

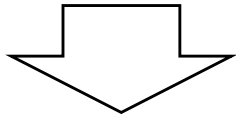
とん税・特別とん税の特例措置に関する手続き

国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置(とん税・特別とん税)

○国際コンテナ戦略港湾政策の政策目的である国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するため、欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船に係るとん税・特別とん税について、一時納付に係る特例措置を2020年に創設。

施策の背景

○コンテナ船の大型化などに伴い、欧州・北米航路における寄港地の絞り込みが進行。

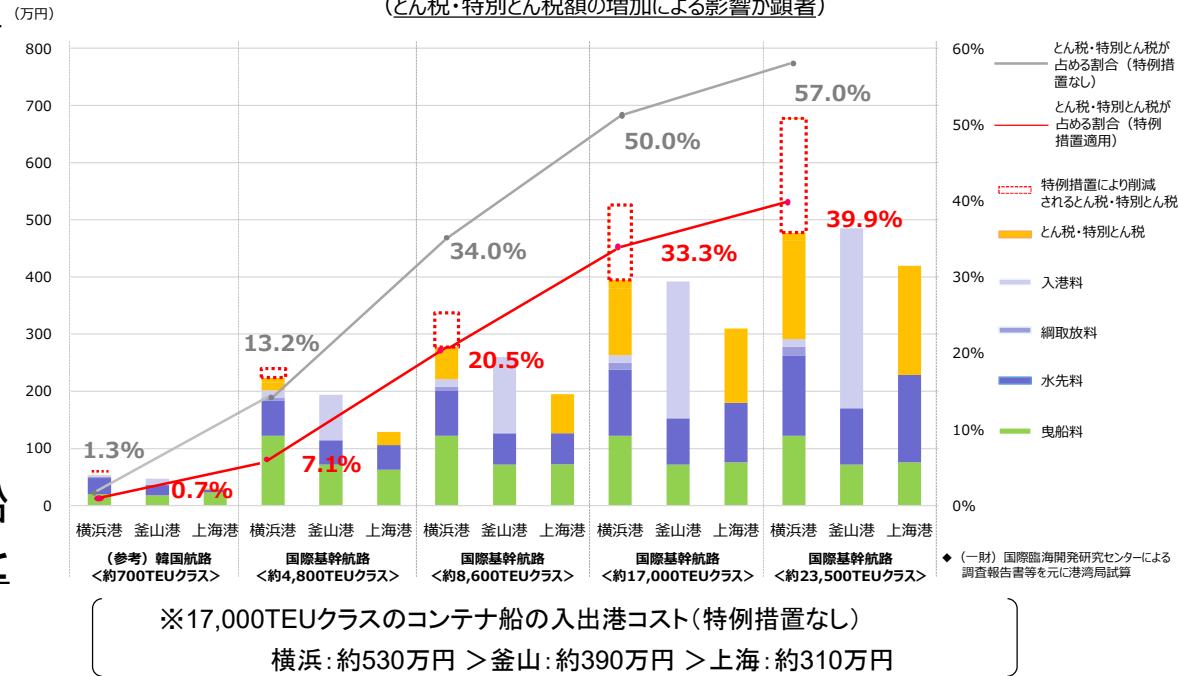


○このような中、欧州・北米航路の寄港の維持・拡大を図るためには、釜山港等と比較して劣後している入出港コストの低減が必要。

○特に、これらの航路に投入される大型のコンテナ船ほど、国際戦略港湾に入港する際のとん税・特別とん税の負担が大きくなっており、この軽減を図る。

コンテナ船の入出港コスト

船舶が大型化するほど競合港との入出港コスト差が拡大(とん税・特別とん税額の増加による影響が顕著)



特例措置の内容

○欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾(京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港)に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率(純トン数1トンまでごと)を次のとおりとする。 ※2020年10月1日より施行。

納付種別	とん税		特別とん税		合計	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
① 入港の度に納付する「都度納付」	16円	16円	20円	20円	36円	36円
② 一定額の納付で1年間に何度でも入港できる「一時納付」	48円	24円	60円	30円	108円	54円

特例措置を受けるために必要な手続き

○とん税・特別とん税の特例措置を講じるためには、「欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の特定」が必要です。そのため、以下の情報を申請様式に記入の上、港湾運営会社等(最終ページ参照)に提出いただきますようお願い致します。

<港湾運営会社等に提出いただく情報>

欧米・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船に係る、

- ・オペレーター名
- ・航路サービス名
- ・方面
- ・寄港頻度
- ・当該航路で寄港する港名、LOCODE
- ・投入船舶明細(船舶名称、信号符字、船舶種類、コンテナ最大積載個数、純トン数、オペレーター(運航船社))

※特例措置の対象となる港湾は京浜港(東京港、横浜港、川崎港)、阪神港(大阪港、神戸港)、名古屋港及び四日市港です。

※欧州・北米航路とは、港湾法第43条の12第1項第2号二に規定する国際基幹航路のうち、欧州地域または北米地域と本邦との間の航路を指します。

※同一の航路サービスで特例措置の対象となる港湾が複数ある場合には、対象となる港湾を所管する全ての港湾運営会社等に様式を提供いただきますようお願い致します。

※投入船舶等に変更があった場合には、特例措置の対象となる港湾への入港予定日を基準とし、その前月の20日(土曜・日曜・祝日の場合はその直前の平日)までに港湾運営会社等に対して変更に係る情報を提出いただきますようお願い致します。

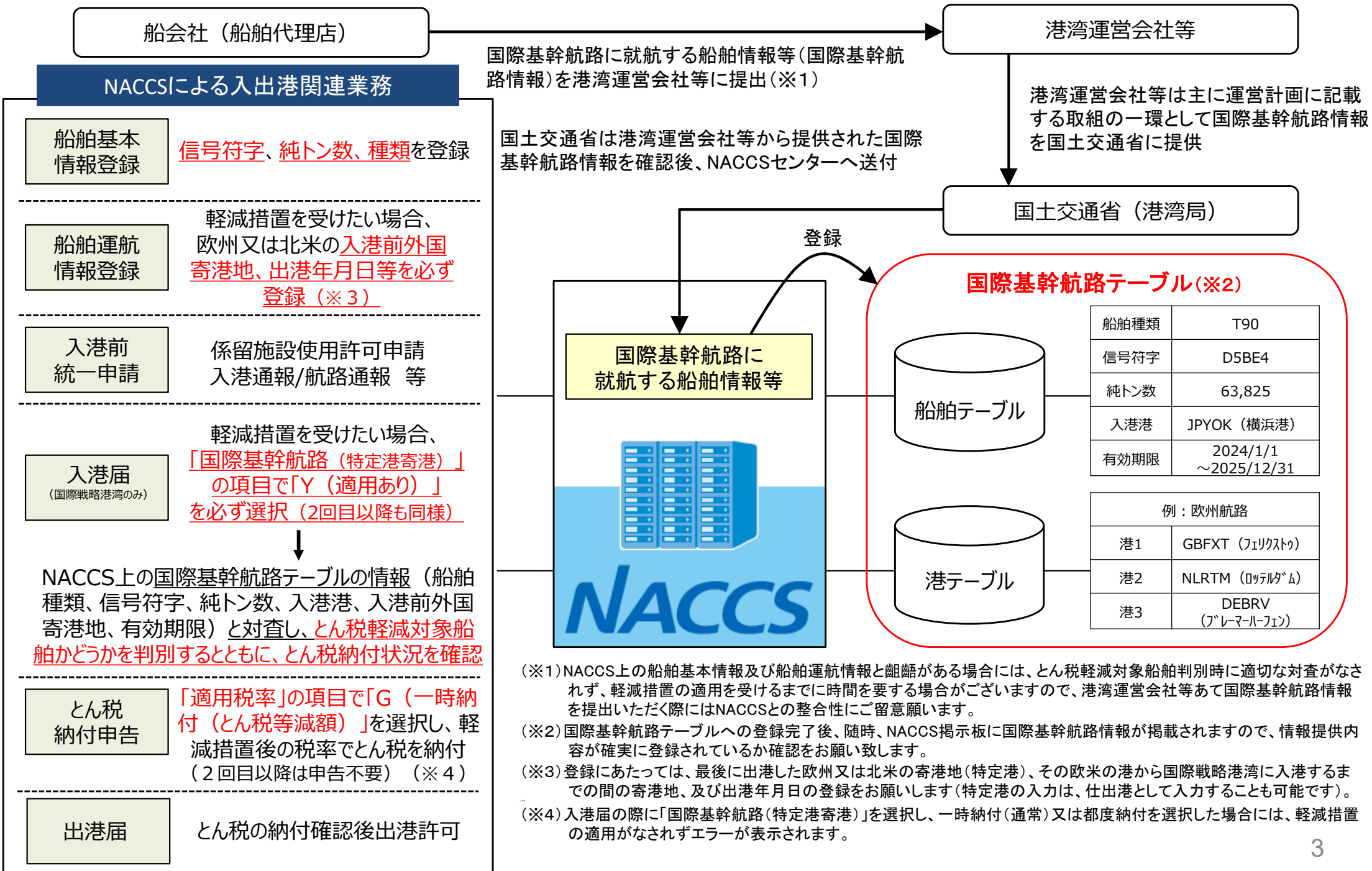
上記期日を過ぎた場合、入港届提出時における特例措置対象船舶判別時にNACCS上で適切な対査が行われず、軽減の適用を受けることが出来なくなる可能性がありますのでご注意ください。

※あわせて、本特例措置の適用を受けたい船舶は、NACCS上で入港の都度行う「船舶運航情報登録」にて、最後に出港した欧州又は北米の寄港地(仕出港である場合も含む)、その欧米の港から国際戦略港湾に入港するまでの間の寄港地、及び出港年月日を「入港前外国寄港地」欄に必ず入力いただきますようお願い致します。

本情報の入力になされていない場合、NACCS上で適切な対査が行われなため、軽減の適用を受けるまでに時間を要する場合がございます。

また、初就航等により国際戦略港湾出港後に欧州・北米航路に就航する場合は、船舶運航情報登録での入港前寄港地の入力ができないため、汎用申請業務により「国際基幹航路届出」の提出をお願いいたします。

とん税・特別とん税の軽減フローチャート



NACCSによる入出港関連業務

- 船舶基本情報登録** 信号符字、純トン数、種類を登録
- 船舶運航情報登録** 軽減措置を受けたい場合、欧州又は北米の**入港前外国寄港地、出港年月日等を必ず登録（※3）**
- 入港前統一申請** 係留施設使用許可申請 入港通報/航路通報 等
- 入港届（国際戦略港湾のみ）** 軽減措置を受けたい場合、「**国際基幹航路（特定港寄港）**」の項目で「**Y（適用あり）**」を必ず選択（2回目以降も同様）
- とん税納付申告** 「**適用税率**」の項目で「**G（一時納付（とん税等減額））**」を選択し、軽減措置後の税率でとん税を納付（2回目以降は申告不要）（※4）
- 出港届** とん税の納付確認後出港許可

国土交通省は港湾運営会社等から提供された国際基幹航路情報を確認後、NACCSセンターへ送付

国際基幹航路に就航する船舶情報等

NACCS

国際基幹航路テーブル（※2）

登録

船舶テーブル

船舶種類	T90
信号符字	D5BE4
純トン数	63,825
入港港	JPYOK（横浜港）
有効期限	2024/1/1 ~ 2025/12/31

港テーブル

例：欧州航路	
港1	GBFXT（フェイクストラ）
港2	NLRMT（ロテルガム）
港3	DEBRV（ブレイマールフェ）

- （※1）NACCS上の船舶基本情報及び船舶運航情報と齟齬がある場合には、とん税軽減対象船舶判別時に適切な対査がなされず、軽減措置の適用を受けるまでに時間を要する場合がございますので、港湾運営会社等あて国際基幹航路情報を提出いただく際にはNACCSとの整合性にご留意願います。
- （※2）国際基幹航路テーブルへの登録完了後、随時、NACCS掲示板に国際基幹航路情報が掲載されますので、情報提供内容が確実に登録されているか確認をお願い致します。
- （※3）登録にあたっては、最後に出港した欧州又は北米の寄港地（特定港）、その欧米の港から国際戦略港湾に入港するまでの間の寄港地、及び出港年月日の登録をお願いします（特定港の入力は、仕出港として入力することも可能です）。
- （※4）入港届の際に「国際基幹航路（特定港寄港）」を選択し、一時納付（通常）又は都度納付を選択した場合には、軽減措置の適用がなされずエラーが表示されます。

国際基幹航路に就航する船舶情報等

(様式)

提出先

オペレーター名		航路サービス名		方面		寄港頻度													
寄港順序 (港名)		LOCODE		#		船舶名称		信号符号		船舶種類		コンテナ最大積載個数		純トン数		オペレーター		備考	
1						1													
2						2													
3						3													
4						4													
5						5													
6						6													
7						7													
8						11													
9						12													
10						13													
11						予定													2021.4.1~
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			

- 欧州
- 北米
- 欧州+北米

航路サービスごとにシートを分けて作成

アライアンスを組んでいる場合は、自社の社名及び航路サービス名の後にアライアンス会社の社名及び航路サービス名を記載

NACCSに登録されている信号符号を記載

「フルコンテナ船」又は「セミコンテナ船」の別を記載

NACCSに登録されている純トン数との整合性に留意。
※少数第2位まで記載

自社の船舶のみを記載

※現に国際基幹航路に就航している船舶については付番の上情報を記載。投入予定の船舶については番号欄を「予定」とし、備考欄に投入時期を記載。(投入時期が未定な船舶は本様式に記載しない)
※国際基幹航路に就航する使用船舶等に変更があった場合は、当該船舶にかかる京浜港、大阪港、神戸港、名古屋港及び四日市港への入港予定日を基準とし、その前月20日までに港湾運営会社等に対して変更にかかる情報を提出(変更箇所は朱書きで記載)。

赤字:日本の国際戦略港湾
青字:欧州又は北米の港湾

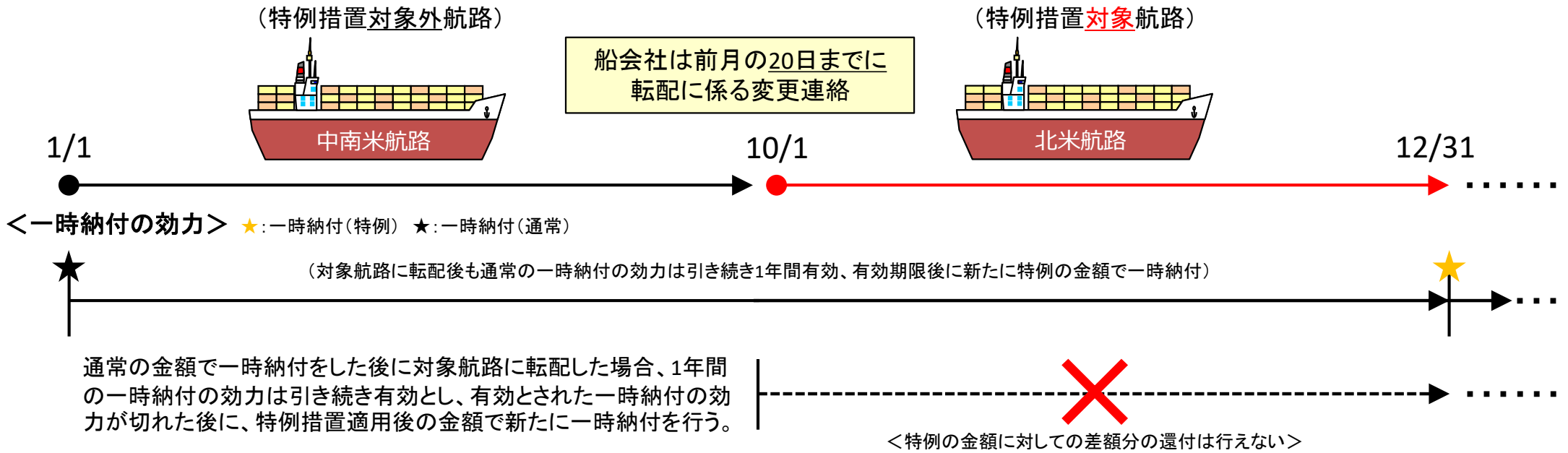
(担当者連絡先)

所属		電話番号	
氏名		メール	

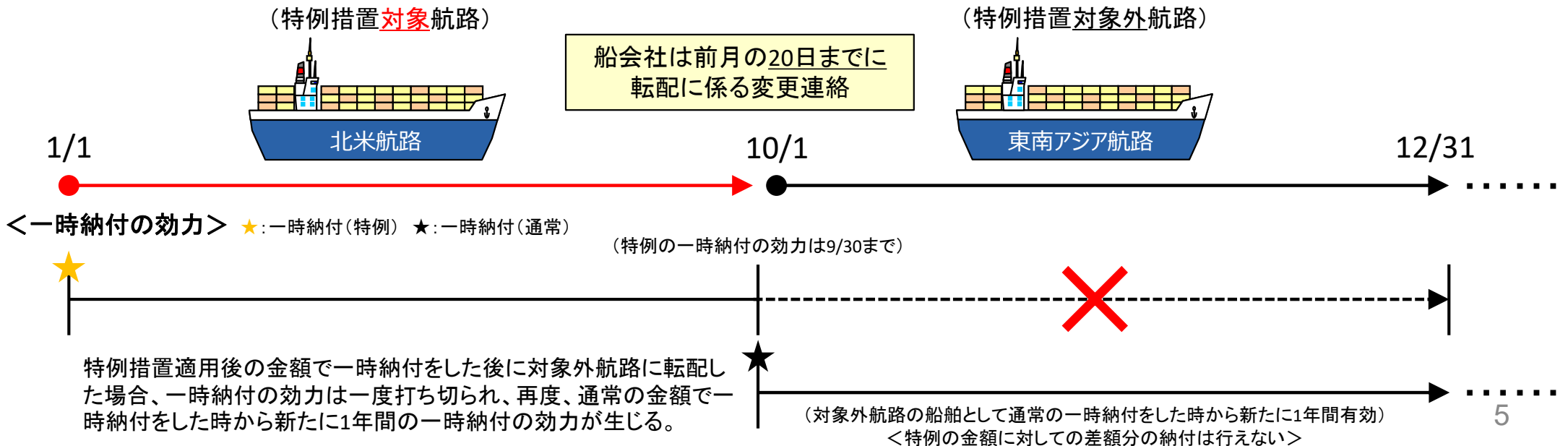
国土交通省港湾局にて国際基幹航路に就航する船舶情報等を確認する際にご連絡する場合がございますので、本様式の作成にかかるご担当者の記載をお願いします。(可能な限り日本支社の担当者名等を記載)

使用船舶等に変更があった場合の一時納付の効力について

(例1) 中南米航路に就航する船舶が北米航路に転配された場合

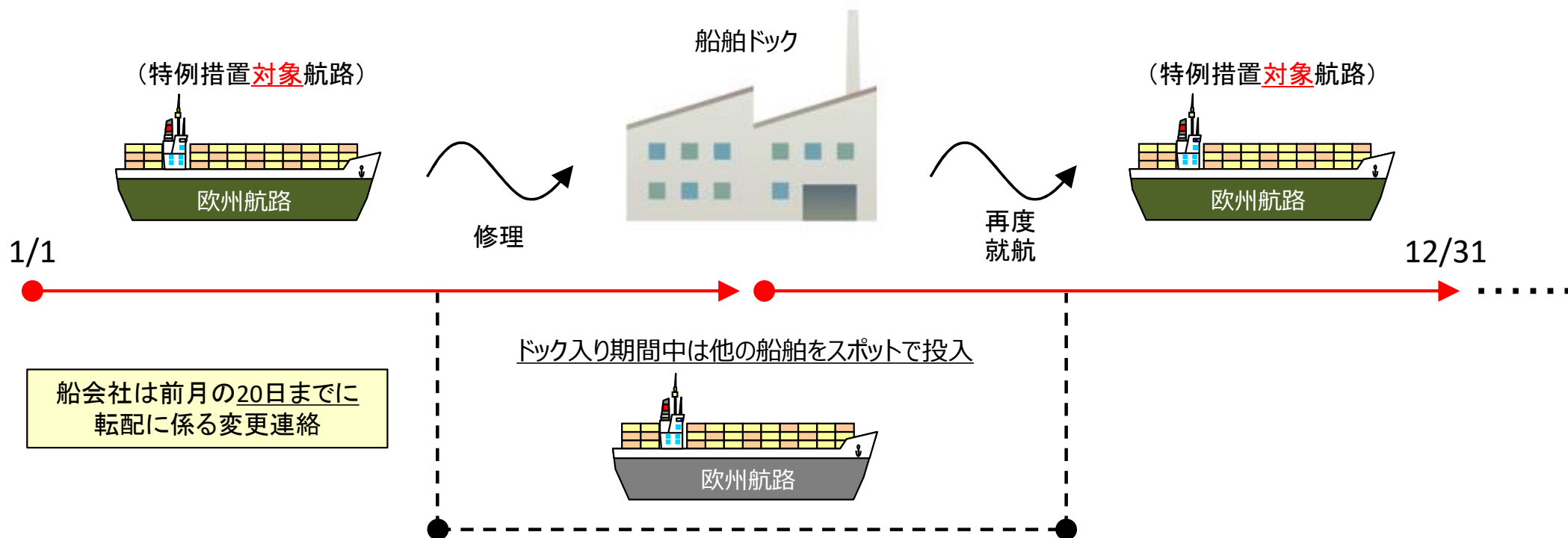


(例2) 北米航路に就航する船舶が東南アジア航路に転配された場合



使用船舶等に変更があった場合の一時納付の効力について

(例3) 欧州航路に就航する船舶が修理のため一度ドック入りし修理後に再度欧州航路に就航する場合



(主に都度納付によりとん税を支払) ※特例の一時納付を妨げるものではない

<一時納付の効力> ★:一時納付(特例)

(ドック入り後も特例の一時納付の効力は引き続き1年間有効)

対象航路に就航する船舶が修理のためドック入りし修理後に再度対象航路に就航する場合、ドック入り後も特例の一時納付の効力は引き続き有効。ドック入り期間中に他の船舶がスポットで欧州航路に投入される場合は、主に、都度納付でのとん税の支払が想定されるが、特例の一時納付を妨げるものではない。

提出先、お問い合わせ先について

<申請様式の提出先>

[京浜港(東京港)] 東京都港湾局

電話番号: 03-5320-5559

メールアドレス: S0000517@section.metro.tokyo.jp

[京浜港(横浜港及び川崎港)] 横浜川崎国際港湾(株)

電話番号: 045-680-6583

メールアドレス: kikankouro@ykip.co.jp

[阪神港(大阪港及び神戸港)] 阪神国際港湾(株)

電話番号: 078-855-3206

メールアドレス: senryaku@hanshinport.co.jp

[名古屋港及び四日市港] 名古屋四日市国際港湾(株)

電話番号: 052-651-7585

メールアドレス: kikaku@nypc.co.jp

<制度に関するお問い合わせ>

国土交通省 港湾局 港湾経済課

電話番号: 03-5253-8629